

平成24年 8月27日

法務大臣 滝 実 殿

## 危険運転致死傷罪を見直してください

(交通事故遺族からの要望)

東京都中央区日本橋中州 5-1-703

全国交通事故遺族の会

会長 井手 渉

電話 03-3664-1065

URL: <http://www.kik-izoku.com/>

現行の危険運転致死傷罪は、自動車運転中のみの危険行為に限定して適用されています。運転の前後、すなわち運転者の適性や義務に関する事柄(無免許・無保険・暴走行為・てんかん等病気の無申告など)、および事故後の運転者の資質や責務(通報・救護義務違反)については目が向けられていません。

そのため同法の指す危険運転と、国民が認識する危険運転行為とは、大きな隔たりがあります。

また運転者に正常な運転が出来る能力や技量があったと判定されれば、現行適用対象の飲酒運転や高速運転のみならず、無免許や暴走行為に対しても危険運転致死傷罪は適用されません。

すなわち適用基準が曖昧であるため、法令遵守や安全運転義務など、運転者としての最低限の責務を果たさなくても処罰されないことになり、法治国家の根幹を揺るがすような内容となっています。

危険運転致死傷罪は、危険で悪質な運転の結果引き起こした事件と、不可抗力で起きる事故とを明確に区分することで、加害者に対する処罰を、公平かつ適切なものとする目的をもちています。

またその処罰が教育的効果を発揮して、悲惨な交通事故を低減させることを狙いにしています。ところが前述のように法律に不備があるため、国民の共感と協力が得られず、立法効果が十分に機能していません。

特に「ひき逃げ」は、事故後のこととして、端から危険運転致死傷罪の対象外として扱われて来ました。しかしひき逃げの多くは、その背後に飲酒運転などの悪質行為が隠されており、重罰から逃れようとする犯人の明確な意思(故意)による現場離脱行動です。

逃げる理由は、逃げた方が処罰が軽くなる、いわゆる「逃げ得」があるからに他ありません。

こうした法律の抜け穴を塞がない限り、危険運転致死傷罪は、いつまでも未完成なままの法律であり続けます。

このところ悪質運転により、たくさんの人たちが同時に死傷するという、痛ましい交通事故が、全国各地で発生しています。加えて、こうした事故の加害者に対して危険運転致死傷罪が適用されなかったがため、被害者や遺族は、同法の見直しを強く求めています。また世論もこれを強く支持しています。

未申告てんかん患者が起こした事故や、無免許運転、さらには生活ゾーンや通学路における暴走行為は、まさに悪質運転そのものです。今回の法改正の機運に乗り、適正な処罰が下されるよう、ぜひとも危険運転致死傷罪の改正を行っていただきたいと考えます。

## 危険運転致死傷罪の見直しに関する提言

### 1、法律の適用範囲を拡大する

同法の適用範囲を「運転行為中」のみに限定せず、運転しようとする者の適性や資質についても条件化してください。また事故後のひき逃げも、被害者を見殺しにする、もっとも悪質な行為と認め、危険運転致死傷罪に加えてください。

そのため、現行の危険運転致死傷罪を「危険運転(等)致死傷罪」に改めるのも一方法だと考えます。今般、新たに適用を求める悪質運転行為は以下のとおりです。

#### 無免許運転

意識的もしくは不適格で免許証を所持していない者、および違反や事故の累積により免許が取り消された者。ただし不注意で失効した者や、国際免許既取得者への適用は除く。

#### 病気不申告者の運転

運転中に意識を失うような、突発的に運転不能に陥る可能性のある「てんかん」等の病者で、医師から運転を止められている者の不申告運転。薬の不服用など、意識的に治療を忌避している者。

#### 自賠償保険未加入者

盗難車両を運転中に起こした事故を含む。保険加入義務のない者や、対象外車種は除く。

#### 暴走行為

生活圏(ゾーン30や、それに匹敵するエリア)、および通学路などにおいて通行制限や

制限速度を超える粗暴運転した者。また暴走族に加入し、集団暴走行為中に起こした事故。

## ひき逃げ

事故後、運転者に科せられた、警察への通報および被害者の救護義務を怠って、現場を離脱した、全ての者。

## 2、危険運転を定量化して、分かりやすくする

飲酒運転や薬物使用中の運転や、制御できないような高速運転は、運転者の体質や技量によって犯意の立証が難しく、危険運転致死傷罪の適用が躊躇されているケースが多い。

もっと分かりやすく、定量化された適用基準を設けて、悪質運転を「させない」ための、教育的な内容に変える。

### 飲酒運転

酒気帯び運転とされる0.15mm以上のアルコールが、呼気検査で検出された加害者には、すべて危険運転致死傷罪を適用する。

### 違法薬物を使用しての運転

麻薬や覚醒剤、さらには脱法ドラッグなど違法薬物が検出された場合は、例えその量が微量であっても、無条件で危険運転致死傷罪を適用する。

### 異常な速度違反

生活道路を含む一般道路においては、制限速度の2倍以上、また高速道路上では150km/hを超えた危険速度で走行し、結果起こした事故には、一律に適用する。

### 重過労での運転

営業車両運転者に対する健康管理、および運転の距離や時間を定める行政の指導を逸脱して運転した者、および運行管理者。(個人所有車については、今後の検討課題とする)

以上

平成24年 8月27日

国家公安委員会

国務大臣 松原 仁 委員長 殿

## 危険運転周辺行為への厳罰を求めます

(交通事故処罰に関する一貫性への提言)

東京都中央区日本橋中州 5-1-703

全国交通事故遺族の会

会長 井手 渉

電話 03-3664-1065

URL: <http://www.kik-izoku.com/>

昨年から今年にかけ、何の落ち度もない多数の人たちが、危険運転により死傷するという、痛ましい交通事故が全国各地で多発しています。

こうした交通事故の被害者や遺族を苦しめているのが、危険運転を行った加害者が、事故の結果に見合った厳正な処罰を受けていないという、嘆かわしい現実です。

刑法に新設された「危険運転致死傷罪」は、危険であることを承知の上で行った、すなわち悪質極まる運転の挙げ句に起こした事故と、不可抗力で発生した事故とを明確に区別し、厳罰を科すことを目的にしています。

厳罰とは、加害者が危険運転を悔い、累犯を重ねないように反省を求めると同時に、広く国民にとって、危険運転を自制させるための教育的な狙いがあります。

現行の危険運転致死傷罪は、自動車運転中のみの危険行為に限定して適用されています。

運転の前後、すなわち運転者の適性や義務に関する事柄(無免許・無保険・暴走行為・てんかん等病気の無申告など)、および事故後の運転者の資質や責務(通報・救護義務違反)については目が向けられていません。

そのため同法の指す危険運転と、国民が認識する危険運転行為とには、大きな隔たりがあります。

また運転者に正常な運転が出来る能力や技量があったと判定されれば、現行対象の飲酒運転や高速運転のみならず、無免許や暴走行為に対しても危険運転致死傷罪は適用されません。

すなわち適用基準が曖昧であるがため、法令遵守や安全運転義務など、運転者としての最低限の責務を果たさなくても処罰されないという、法治国家の根幹を揺るがすような内容となっています。

このような法の不備に気づいた被害者や遺族は、危険運転致死傷罪の見直しを求める要求を政府に求めています。

多くの国民がこうした遺族側の訴えを支持し、署名運動などを通じて支援しています。またマスコミからも、こうした動きが大きな世論となって来たことが紹介されています。

なぜ危険運転が社会問題化したかといえ、交通事故処罰体系に一貫性がないからだ、私たちは考えています。

戦後の急激な車社会の発展は、想像を遙かに超えるものでした。そのため交通事故対策は警察庁、処罰は法務省というように分担化され、交通事故撲滅という大命題に向けた行政の方向性がなく、屋上に屋を架すような継ぎ足し政策が取られて来たのです。

私たちは、仮称「自動車交通法」というような新法を作り、その中で交通政策、交通事故対策や処罰を一貫して行うことこそが、抜本的な解決策になるだろうと考えています。

とはいえ、省庁を横断する法律の制定には、おびただしい時間が必要であることは容易に想像できます。

そのため、私たちは法務省に対し、当座の対応策として「危険運転致死傷罪の見直し」を求めています。法務省では同法の見直しについて、法制審議会に諮問するという運びに至っています。しかしこれで同法の見直しがスムーズに行くと、楽観視してはおりません。

刑法は、他人を死傷せしめた交通犯罪に対して処罰を科すものです。今般問題になっているような「てんかん未申告」や「無免許」などは警察行政が処罰するものだと、役割分担されているからです。

私たちは危険運転致死傷罪を見直す場合、運転の前後、すなわち「無免許・無保険・病気未申告」などを加えることを、また事故後のものとして同法の対象外とされている「ひき逃げ」を加えるよう求めています。

とりわけ「ひき逃げ」は、事故後の問題として、危険運転致死傷罪の対象外とされて来ました。しかしひき逃げの背後には、飲酒運転などの悪質行為が隠されており、重罰から逃れようとする犯人の、明確な意思による現場離脱行動です。

すなわち逃げた方が処罰が軽くなる、いわゆる「逃げ得」があるからです。

こうした法律の抜け穴を塞がない限り、危険運転致死傷罪は完全な形にはなり得ません。

松原大臣は、悪質なてんかん事故や無免許事故に対し、「道路交通法改正案の次期通常国会への提出を目指し、検討作業を急ぐよう警察庁を督励」されていると記者会見で発言されています。

しかし不都合な事案が出るたびに道交法を改正していくのでは、結局のところ危険運転とのイタチごっこになり、これからも大量の血が流されることとなります。

私たちは、こうした問題を一挙に解決するため、思い切った対策を提案したいと思います。それは道交法の中に（仮称）「**危険運転予備・不作為罪**」を設けることです。

**危険運転予備・不作為罪**とは、危険運転行為の前後、すなわち事前の「無免許・無保険・病気未申告や暴走運転」を、さらに事後として「ひき逃げ」を加えることであり、危険運転致死傷罪では賄いきれない部分を、十分にカバーすることが出来るものと考えます。

危険運転を予知させ、誘因となるような事柄を大きく取り込むことで、重大事故の減少に寄与し、世論への誠実なレスポンスになるはずです。

予備.....犯罪の実行の着手以前における一切の準備行為（法律用語）  
不作為.....あえて（特定の）積極的な行為をしないこと（広辞苑）

## 【解説】

悲惨かつ重大な交通事故に至る危険運転行為を行わないため、運転技能を身につけ、安全運転について学び、健康を維持した上で、適切な資格を取得する義務を負うこと。

また事故を起こしてしまった場合は、被害者の救急救命への最善を尽くすとともに、警察に通報する義務を負うこと。

こうした条件を満たすことなく自動車を運転し、事故を起こして他人を傷つけ、死に至らしめた者、また人身事故後の義務を果たすことなく事故現場から離脱した者には、無条件で「**危険運転予備・不作為罪**」を適用する。

「**危険運転予備・不作為罪**」の量刑は、危険運転致死傷罪に準ずる。

危険運転予備・不作為罪により、現行の危険運転致死傷罪の不備は解消されるとともに、遺族や世論に応えることが出来ます。将来の「自動車交通法」が制定されるまでの繋ぎとして、私たち交通事故遺族は大いなる期待を寄せています。

松原大臣におかれましては、この新法制定という、歴史的英断を下してくださいませよう、お願い申し上げます。

以上